

# 広報こおり 号外 災害情報

令和3年2月17日  
桑折町災害対策本部発行

このたびの地震において、被災されました皆さんにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

## 桑折町の被害状況（令和3年2月15日 9:00 時点）

2月13日に発生しました地震による、本町の被害状況をお知らせします。

### ■人的被害

|       |           |
|-------|-----------|
| 死者    | 0人        |
| 行方不明者 | 0人        |
| 負傷者   | 重症1人、軽傷3人 |

### ■物的被害

|           |      |
|-----------|------|
| 建物被害      | 41件  |
| ブロック塀など崩れ | 44件  |
| 石垣崩れ      | 3件   |
| 道路の落石など   | 3件   |
| 法面崩れ      | 2件   |
| その他調査中    | 36件  |
| 計         | 129件 |

### ■避難所の状況

6施設…最大15世帯 26人受け入れ



北町地内



睦合公民館



旧役場分庁舎





伊達朝宗の墓所



北半田地内



桑折町種徳美術館

## 余震に注意しましょう

大きな地震の後には、多くの場合、その震源地の近くで引き続き多数の地震（余震など）が発生します。普段から地震に備えることはもちろんですが、大地震が発生した場合には、その後引き続き発生する地震にも注意が必要です。

気象庁は、最大震度5弱以上などの大地震が発生した場合における、約1～2時間後の地震活動の見通しや防災上注意すべきことなどについて発表しています。

主なポイントは以下のとおりです。

### <大地震後の地震活動に対する防災上のポイント>

- 1週間程度は、最初の大地震の規模と同程度の地震に注意することが基本です。
- 特に、地震発生後2～3日程度は、規模の大きな地震が発生することが多くあります。

- 付近に活断層がある、過去に同程度の規模の地震が続いて発生したことがあるなど、その地域の特徴に応じた呼びかけが発表された場合は、それにも留意してください。
- 最初の地震の強い揺れにより、落石や崖崩れなどが起こりやすくなっている可能性があります。震度6弱など特に強い揺れのあった場合は、これらに加え、家屋の倒壊や土砂災害などの危険性も高まっているおそれがあります。「もう強い揺れを伴う地震は起きない」とは決して思わず、その後の地震活動や降雨の状況に十分注意し、やむを得ない事情が無い限り、危険な場所には立ち入らないなど、身の安全を守る行動を心がけてください。（気象庁ホームページより）

☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

## 地震により居所を失った皆さんへ

桑折町では、地震の影響で住宅を取り壊す必要があるなど、一時的に居所を失う皆さんへの**町営住宅の無償提供を行います**。町営住宅の無償提供期間は、原則3か月で、延長が必要と認めた場合は最長1年間とします。

詳しい内容や手続きなどは、下記まで問い合わせてください。

☎まちづくり推進課 ☎582-2124

水道に関するお知らせ

■断水について

町内の断水は、2月14日(日) 17:00をもって解消しました。

■水道水のトラブルについて

【赤い水が出る】

蛇口から赤い水が出る場合がありますが、地震に伴う断水や水道施設点検による一時的なものです。飲用や洗濯は控えてください。しばらくの間、流すと濁りがなくなります。それでも濁りがなくなる場合は、役場で給水しますので、容器をお持ちください。

【白い水が出る】

白濁の水は、気泡（空気）が混入したことによるものです。特に対応の必要はありません。しばらく放置すると透明になります。

☎上下水道課 ☎ 582-1100

りさい

罹災・被災届出証明の申請受付中

町では、地震被害に遭われた町民の皆さんに対して、地震災害罹災証明の申請受付を開始しました。

■受付場所 役場 1 階 罹災証明受付専用窓口

■受付時間 平日 8:30 ～ 17:15

■申請に必要なもの

- ・罹災証明申請書
- ・罹災状況が分かる写真
- ・被災届出証明申請書（必要な人のみ）
- ・本人確認書類

※写真は印刷の上、提出願います。

※申請書は窓口配布または町 HP でダウンロード可。罹災状況確認のため、後日職員が現地調査に伺う場合があります。

☎産業振興課 ☎ 582-2126

【住宅応急修理について】

地震被害により、そのままでは住むことができない状態の住宅を「日常生活に不可欠な部分」を修理して住める状態にする費用に対して、補助金が出る場合がありますので、詳細は下記まで問い合わせてください。

☎まちづくり推進課 ☎ 582-2124



地震に伴う施設の対応状況

| 施設名                            | 対 応                     | 問い合わせ                |
|--------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 文化記念館<br>(旧伊達郡役所、種徳美術館)        | 施設に被害があったため、当面の間、臨時休館   | 生涯学習課<br>☎ 582-2408  |
| 睦合公民館                          |                         |                      |
| 小中学校施設                         | 当面の間、貸出中止               | こども教育課<br>☎ 582-2403 |
| 地域交流センター                       | 屋根に被害があったため、復旧までの間、貸出中止 |                      |
| うぶかの郷                          | 施設に被害があったため、当面の間、臨時休館   | 産業振興課<br>☎ 582-2126  |
| 屋内温水プール・多目的スタジオ<br>「イコーゼ!」     | 2月16日(日)から再開済み          | 生涯学習課<br>☎ 582-2408  |
| 町民体育館                          |                         |                      |
| 桑折テニスコート                       |                         |                      |
| 各地区公民館（桑折、伊達崎、半田）<br>遊学館「よも～よ」 |                         |                      |

こころの相談・精神保健福祉相談を行っています

町や福島県などでは、地震による不安やこころの健康、精神的な不安を抱えている人の相談を行っています。

| 相談内容                                                     | 相談窓口・相談機関          | 電話番号           | 相談受付時間              |
|----------------------------------------------------------|--------------------|----------------|---------------------|
| こころの健康・不安・悩み・ひきこもりなどに関する相談                               | 役場 健康福祉課           | ☎ 582-1133     | 月～金<br>8:30 ～ 17:15 |
| こころの健康・ひきこもり・アルコール・薬物やギャンブルなどの依存の問題・指針障がい者の医療・社会復帰などに関する | 精神保健福祉センター         | ☎ 535-3556     |                     |
|                                                          | 県北保健福祉事務所障がい者支援チーム | ☎ 534-4300     | 電話、または来庁による相談       |
| こころの病・不安・孤独・生きているの                                       | こころの健康相談ダイヤル       | ☎ 0570-064-556 | 月～金                 |



## 災害ごみに関するお知らせ

### 衛生処理組合に直接持ち込みできます

伊達地方衛生処理組合で、地震による災害ごみを受け入れています。直接お持ち込みください。

① 当面の受け入れ日および時間 2月14日(日)～当面の間の平日

※ 2月20日(土)、2月21日(日)、2月23日(火) (祝日) については受け入れません。

【午前の部】 8:40～11:30 【午後の部】 13:00～16:00

② 搬入時のお願い

- ・災害ごみ毎に分別をして搬入してください。
- ・搬入時は、大変込み合うことが想定されます。感染症対策をして、時間に余裕をもって搬入してください。
- ・業者に搬入を依頼する場合は、搬入前に役場生活環境課へ連絡するよう、業者へお伝えください。

| 受け入れできるもの                                       |                                                 | 受け入れできないもの                                                                              |  |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 木質がれき                                           |                                                 | 地震災害とは関連がない産業廃棄物                                                                        |  |
| 塩ビトタン                                           |                                                 | 土砂・汚泥・灰                                                                                 |  |
| 石類                                              |                                                 | 廃油                                                                                      |  |
| 瓦類（「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入）                         |                                                 | 煙突（アスベストを含むもの）                                                                          |  |
| コンクリート ガラ                                       |                                                 | 断熱材（グラスウールを含むもの）                                                                        |  |
| 土壁類                                             |                                                 | <div> <div>2月16日から<br/>被災証明で受け入れ<br/>可能になりました。</div> <div>令和3年<br/>2月16日現在</div> </div> |  |
| <div> <div>罹災・被災証明<br/>の提示が<br/>必要</div> </div> | 家電リサイクル法対象品<br>（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・<br>衣類乾燥機） |                                                                                         |  |
|                                                 | 資源有効利用促進法対象品<br>（主にノートパソコン以外）                   |                                                                                         |  |

### 粗大ごみの臨時回収を行います

桑折地区（追分地区含む）においては、2月の回収日が2月13日の地震発生の前であったため、**2月20日(土)の【古紙回収日】を臨時に【粗大ごみ回収日】に変更します（古紙回収は行いません）。**

当日 8:30 までにお住まいの地区のゴミステーションへ、通行の妨げにならないようにお出してください。

※石類、瓦類、コンクリートガラ、土壁類を除きます。

桑折地区（追分地区含む）

▶ 2月20日

粗大ごみ回収日

に変更

問生活環境課 ☎ 582-2123

## 災害ボランティアセンターを設置しました

2月13日に発生した地震により被害を受けた人に対して、災害ボランティアセンターを設置しました。

ボランティアとして利用したい人、活動できる人を募集します。

### ■災害ボランティアを利用できる人

- ・70歳以上の一人暮らし高齢者
  - ・高齢者世帯
  - ・障がい者世帯
  - ・病気、疾病のため片づけなどができない人
- ※その他必要な人がいれば、事前にご連絡ください。  
※地域や家族などからの支援がある人は、できるだけそちらでの対応をお願いします。

### ■災害ボランティアとして、活動できる人

新型コロナウイルス感染症予防のため、町内在住者のみ募集します。（コロナ対策を万全にお願いします。）ボランティア活動保険の加入をお願いしています（町社会福祉協議会で加入できます）。マスク・上履き・動きやすい服装をご準備ください。（飲料・食事も持参）

### ■災害ボランティア内容

- ・生活範囲内の片づけ・壊れたものの撤去
  - ・災害ゴミの運搬 など
- ※屋根の補修などは、専門業者へご相談ください。

問桑折町災害ボランティアセンター

（社会福祉協議会内）☎ 581-0255、☎ 582-1155